日高教ニュース

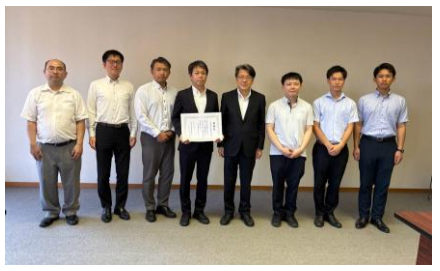
1043号　2026年8月19日

核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて

―広島原対協へカンパ金及び署名の手交、広島平和記念式典への参加―

8月6日、広島市で被爆から81年目となる「原爆の日」を迎え、中区の平和記念公園で午前8時から「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」（平和記念式典）が営まれた。被爆者や遺族をはじめ、高市総理大臣、過去最多となる121か国・地域及び欧州連合（EU）の代表ら約5万人が参列した。

松井一實市長は平和宣言のなかで、「日本政府には、日本国憲法が掲げる崇高な理想を深く自覚し、国際社会において名誉ある地位を占めるための歩みを止めないでいただきたい。とりわけ、各国との分断や対立が生じかねない厳しい安全保障環境にあるからこそ、国民に犠牲を強いることのないよう、したたかで粘り強い外交に徹するなかで、国際社会の平和と安定に向けて貢献し続けることを表明し、実行していただきたい。そのためにも、まずは今年11月から開催される核兵器禁止条約の再検討会議にオブザーバー参加し、そして、一刻も早く締約国となっていただきたい。」と呼びかけた。



原対協和田常務理事より
感謝状を受け取る廣瀬中央執行
副委員長と訪問した組合員

横田美香広島県知事はあいさつのなかで、「核抑止力への依存が、今なお、世界の安全保障政策において大きな位置を占めていることに、悲しみと怒りを感じざるを得ません。核による脅し、先制攻撃も厭わない考え方、それによる核武装の強化が核兵器使用のリスクを高めています。核抑止は核兵器を使用することを前提にしない限り成り立たず、各国の不信や軍拡競争を助長し、世界を不安定化させるという根本的な矛盾をはらんでいます。核抑止力を求めること自体が新たな戦争を引き起こしている現実を直視し、核抑止から脱却すべきです。」と主張した。

式典では、この1年間で死亡が確認された4,393人の名前を記した原爆死没者名簿が、原爆慰霊碑下の奉安箱に納められた。これにより名簿は計132冊、記載人数は計35万3,639人となった。また、被爆者健康手帳を持つ全国の被爆者は9万1,105人と前年から8,025人減少し、平均年齢は86.66歳であった。

日高教は8月5日、広島原爆障害対策協議会（広島原対協）を訪問し、和田常務理事へ被害者救援のための署名とカンパ金を手交した。当日は経費節減のため、例年団長を務めていた委員長や書記長に代わり、廣瀬卓中央執行副委員長を団長とする計8名で参加した。本取り組みは1963（昭和38）年から組合員の賛同を得て継続している。当日は各単組の参加者から署名とカンパ金をお渡しした後、廣瀬中央執行副委員長が日高教を代表して感謝状を受け取った。

和田常務理事からは、「今年も多額の寄付をいただき、大変感謝している。被爆者の平均年齢も86歳を超え、介護を必要とされている方も増えている。いただいた寄付金は、被爆者福祉用具の貸与・購入費補助など、被爆者援護のために有効活用したい。今後とも被爆者の援護・福祉向上のため、より一層取り組んでいく。」とお礼の言葉があった。その後、広島原対協の活動内容について説明を受けるとともに、平和教育に関する意見交換等を行い、訪問を終了した。

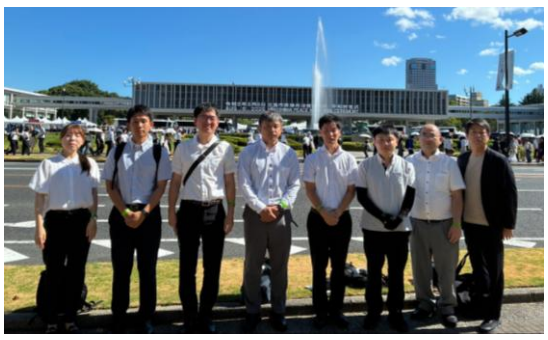
翌8月6日には、広島平和記念公園で開催された平和記念式典に参加し、原爆死没者の方々に哀悼の意を捧げた。

本年度、日高教に集められたカンパ金は480,000円、署名は4,606筆に上りました。組合員の皆様の温かいご支援とご協力に、衷心より感謝申し上げます。

原爆被爆者救援金

福島高教組	34,400円	徳島高教組	33,100円
栃木高教組	154,006円	愛媛高教組	115,000円
神奈川県立高教組	1,000円	高知独立高教組	30,000円
島根高教組	110,700円	日高教書記局	1,794円
		合　　計	480,000円

※2026年度までの救援金の総計は59,902,200円となりました。



平和記念公園前にて

【 広島原対協の主な事業 】
(1) 原爆被爆者の健康管理及び健康指導を行う事業
(2) 原爆障害者の治療の研究及び原爆被爆生存者の実態調査
(3) 原爆被爆者の生活相談及び生活援護並びに原爆障害治療に必要な援護を行う事業
(4) 広島市健康づくりセンターの管理の受託
(5) 原爆被爆者の健康診断、その他の健康事業の受託
(6) その他目的達成に必要な事業

【 寄付金の主な使途 】
（寄付金は、主に下記の使途で被爆者支援のため有効に活用されている）
(1) 被爆者救護金：被爆者の生活の維持向上を図るため生活困窮者に月額10,000円を支給する。
(2) 被爆身障者等見舞金：夏季と年末の年2回、被爆身体障害者福祉手当受給者、在宅高齢者福祉手当受給者、小頭症手当受給者、被爆者援護金受給者を対象に見舞金を贈って慰問する。
(3) 福祉用具貸与・購入費補助：住民税非課税世帯の介護保険福祉用具利用者に補助金を支給する。
(4) その他の補助：以上のほか特に援護の必要を認められる者に、その都度経費の一部を補助する。